

宮崎日日新聞「くらしの相談」（令和6年5月16日）掲載

○ 空家が適切に管理されていなくて困っている

【問】

隣家が空家になっていて適切に管理されておらず、樹木の枝葉のはみ出しや、強風による倒木などが心配だ。

【回答】

行政相談委員が運営する定例行政相談所でも、空家の管理に関する相談を受けることは多く、解決に向けて一般的な助言をしたり、市町村に情報を提供するなどしています。

空家等対策の推進に関する特別措置法の規定により、市町村が有する固定資産税情報などのうち、空家等の所有者等に関する情報については、必要な限度で、市町村の内部で利用することが可能とされています。

また、宮崎県内の一部の市町村には空家対策を担当する専任の係が設置されているほか、それ以外の市町村にも空き家相談窓口が設けられています。

相談を受けた行政相談委員が、これらの窓口で情報提供し、市町村が空家の所有者に働きかけるなどした結果、はみ出していた樹木が伐採されるなどしています。